

令和4年4月1日（一部は、令和4年10月1日）から
「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（障がい者共生条例）を施行しました。

障がいのある人に対する差別をなくし、 相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指します。



ポイントの
条例

ながのけん
長野PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

01 障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別をすることを禁止します。

02 民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されます。（R4.10.1から）

03 紛争解決のしくみ（あっせんを行う調整委員会の設置など）を整備します。（R4.10.1から）

下記の窓口にご相談を行っても解決しない事案の解決を図るため、調整委員会によるあっせん、知事による勧告、公表を行うことができるようになります。

～ 禁止されることの例え ～

- 障がいを理由にアパートを貸さないこと。
- 地区の行事（祭・運動会など）を知らせないこと。
- 補助犬同伴を理由に入店を断ること。
- 本人を無視して介助者だけに話しかけること。

～障がいのある人からの申し出による合理的配慮の例え～

- 点字、音声データなどの資料を用意する。
- 筆記用具やタブレットを使用して筆談する。
- 車いすが通れる幅の通路を確保する。
- 分かりやすい言葉を使い、ゆっくり説明する。

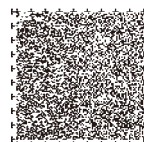
障がいを理由とする差別などに関する相談窓口

障がいのある方や関係者だけでなく事業者の方からの相談もお受けします。

電話 026-235-7101（受付時間 平日 午前9時～午後5時）

FAX 026-234-2369

専用メールアドレス s-kaisho@pref.nagano.lg.jp



けんみん やくわり 県民の役割

- ・ 多様な機会を通じて、障がいなどに対する理解を深めるよう努めてください。
- ・ 県や市町村が実施する障がい者支援の取組に協力するよう努めてください。

しょう ひと やくわり 障がいのある人の役割

- ・ 自らの障がいの特性や社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝え、障がいなどに対する理解の促進が図られるよう努めてください。

ながのけん しょう しゃかい かんが かた ひろ
長野県では、「障がいの社会モデル」の考え方を広め、

しょう ひと あんしん く しゃかい め ざ
障がいのある人が安心して暮らせる社会を目指します。

しょう しゃかい かんが かた 障がいの社会モデルの考え方とは

「障がい」は、個人の心身機能の障がいと、社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるという考え方です。

例えば、車いす使用の方が、入口の幅が狭い、バリアフリールートのご案内がないなどによって、お店に入れなくて困っている場合、障がいの要因はその方個人ではなく、お店の環境づくりにあるとする考え方です。つまり、「障がい」は社会によって、作りだされているのです。

【「信州あいサポート運動」にご協力をお願いします。】

さまざまな障がい特性や障がい者の生きづらさを理解し、障がい者が日常生活で困っている時に、できる範囲でちょっとした配慮を実践していく運動です。

あなたも「あいサポーター」になって、障がいのある方を応援しませんか。



【「ヘルプマーク」をつけている人への配慮をお願いします。】

外見では障がいとは分からなくても、援助を必要としている方※が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。マークをつけている人を見かけたら席をゆずる、困っている場合は声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

※難病や妊娠初期の方など、必ずしも障がいのある方とは限りません。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



ヘルプマーク

しょう しゃきょうせいじょうれい かん と あ さき 障がい者共生条例に関するお問い合わせ先

ながのけん けんこう ふくしふ しょう しゃ しえんか ながのし おおあざ みなみなかの あざ はばした
長野県健康福祉部障がい者支援課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

でん わ
電話

026-235-7105

FAX

026-234-2369